

和歌山大学学部等再入学に関する規程

制 定 令和 8 年 9 月 2 5 日

法人和歌山大学規程 第 2 9 6 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）第 2 1 条に基づき、再入学の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 再入学の出願資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学則第 9 条により退学した者

(2) 学則第 1 0 条第 1 号、第 6 号又は第 7 号により除籍された者

2 再入学希望者は、出願に先立ち、再入学を希望する年度の前年度の 1 1 月末日（末日が土曜日に当たる場合はその前日、日曜日に当たる場合はその前々日とする。）までに前項の資格を有することの確認申請をしなければならない。

3 前項の確認申請にあたり、当該学部等は、第 4 条に規定する在学期間及び休学期間の限度を踏まえ、再入学後に必要な修得単位数や履修計画等の見込みを明らかにし、再入学希望者に対し、通知しなければならない。

4 再入学は、1 回に限りこれを認めるものとする。

(再入学を出願できる学部等)

第 3 条 再入学を出願できる学部等は、原則として在学時に所属していた学部等とする。

(在学期間及び休学期間)

第 4 条 再入学者の在学期間及び休学期間は、退学又は除籍前の在学期間と休学期間をそれぞれ通算する。なお、在学期間の通算にあたっては、退学又は除籍前の在学期間に 1 年未満の期間が生じた場合は、この期間を 1 年に切り上げるものとする。

(出願書類)

第 5 条 第 2 条第 2 項の確認申請に係る審査において、出願可能として結果通知を受けた再入学希望者は、次の各号に掲げる書類に、国立大学法人和歌山大学における授業料その他費用に関する規程（以下、「授業料その他費用に関する規程」という。）に定める額の検定料を添えて、再入学を希望する年度の前年度の 1 月末日（末日が土曜日に当たる場合はその前日、日曜日に当たる場合はその前々日とする。）までの各学部等が定める期日までに学長に願い出るものとする。

(1) 再入学願書

(2) 履歴書

(3) その他別に指定する書類

(再入学者の選考)

第 6 条 再入学者の選考にあたり、当該学部等は選考基準を定める。

2 選考については、前項の定める選考基準により行い、当該学部等教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学許可)

第 7 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、授業料その他費用に関する規程に定める額の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

学部等再入学に関する規程

附 則

この規程は、令和８年９月２５日から施行する。